

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員(取締役、監査等委員である取締役、執行役員他これらに準ずる者を含む)および従業員(社員、嘱託、契約社員、パート、アルバイト等)が、この経営理念の実現に向けて取り組んでおります。

(経営理念)

- 1.顧客企業の喜びを通して、その一層の発展に貢献する、信頼されるエクセレントパートナーになる。
- 2.公正にして明朗な社会の実現に向けて、尊敬されるベスト・コンプライアンス(法令遵守)カンパニーになる。
- 3.地球環境の回復と維持保全を図る、生きている地球のグリーンパートナーになる。
- 4.最先端技術の発展と新製品の開発・生産に寄与できる、ボランティア(自発的貢献)・グローバルカンパニーになる。
- 5.活力と企業価値を高め、社員にとって働き甲斐のある、健全経営のヘルシーカンパニーになる。

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・社会から信頼され、継続して成長できる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は2021年6月11日付改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき開示を行っております。

【補充原則1-2-2】招集通知の早期発送

当社は招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、その作成に十分な時間をかけており、早期発送は実施しておりません。今後は、株主総会の日程調整や業務効率化等を行い、早期発送ができるように検討してまいります。なお、招集通知発送前に自社ホームページに招集通知の全文を掲載しております。

【補充原則1-2-4】議決権行使の環境作り、招集通知の英訳等

当社は、インターネットによる電子行使を導入しておりますが、現在の株主状況を鑑み、議決権電子行使プラットフォーム及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて実施を検討してまいります。

【補充原則2-4-1】女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等

当社は、現在、女性・外国人については、従業員に占める比率が低いと、測定可能な数値目標を定めるには至っておりませんが、以下のとおり多様性の確保に向けた取り組みを行い、その一部をホームページにて開示しております。

新卒の定期採用に加え、営業所の人材ニーズに適應した多種多彩な人材の中途採用も積極的に進めております。

また、女性の営業部門への登用も進めております。ユーザー企業のエンジニアのニーズに対応できるレベルの高い人材を確保することは長期的な成長にとって不可欠であり、社内教育の充実を図っております。

<https://www.n-denkei.co.jp/ir/vision/>

<https://recruit.n-denkei.co.jp/>

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)

当社は、取締役や執行役員等からの議案や報告内容について多角的かつ十分な検討を行っています。また、経営陣に対する、中長期的なインセンティブ報酬については、検討中です。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する経営陣の報酬設計

当社は、経営陣の報酬について、中長期的なインセンティブ制度を設けておりませんが、本コードにもとづき株式報酬制度を検討中です。

【補充原則4-10-1】諮問委員会の設置

当社は、「監査等委員会設置会社」体制が適切と考えており、この体制を採用しておりますが、必要に応じて統治機能の充実を図ってまいります。当社は、取締役の指名・報酬等、重要な事項に関する検討に当たっては、監査等委員会の株主総会における意見陳述権のための審議を経ることにより、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制を整えており、現在のところ任意の諮問委員会の設置は必要ないと判断しております。

【補充原則4-11-1】取締役の選任に関する方針・手続の開示

取締役会は、当社の業務に精通した社内取締役と高度な専門知識や豊富な経験等を有する社外取締役で構成しております。

取締役候補者の選任に際し、人格、経験、能力、健康等を総合的に判断し、取締役会全体のバランスを考慮する方針であります。

スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社の取締役会は、社外取締役を含めた発言や質疑応答の議論の状況から、その実効性が保たれていると考えております。取締役会全体の実効性評価については、更なる取締役会の機能向上の観点から、実効性の評価手法も含め、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】政策保有株式

当社が保有する上場株式は、株式保有を通じて安定的な取引関係の維持・向上がはかれ、当社の企業価値の向上に資すると認められるものを対象としております。保有する株式は、取締役会において、当該保有先の取引の状況を踏まえた事業上のメリット及び当該株式の市場価格、配当収益その他の経済合理性等を基に、当該株式の保有継続が当社の企業価値向上に資するかどうかを検証し、保有する合理性が確認されないものは適切な時期に縮減することとしております。

当社では、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

なお、当社は、保有株式に係る議決権行使に当たっては、当該保有先の効率的かつ健全な経営に役立ち、当社及び当該保有先双方の持続的成長・企業価値の向上に寄与するかどうかを総合的に判断した上で、適切に対応しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引につきましては取締役会での審議・決議を要する旨、取締役会規程に定めています。また、各取締役に対して該当事項がないかは、事業報告作成に先立ち、年に一度定期的に確認しています。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金制度を有しておりません。

【原則3-1】情報開示の充実

() 当社の経営戦略・経営計画については、以下をご参照ください。

・中期経営計画

<https://www.n-denkei.co.jp/pdf/ir/innovation2030v1.pdf>

・2021～2030成長戦略について

<https://www.n-denkei.co.jp/pdf/ir/innovation2030.pdf>

() 本報告書「-1.基本的な考え方」をご参照ください。

() 本報告書「-1.報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

() 社外取締役を選任については、証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にすると共に、選任する人物の業界経験、知見、当社との取引関係の有無、取引関係がある場合は取引金額の程度等も総合的に勘案して、いずれの社外取締役とも当社との間には特別な利害関係がないことを確認した上で、選任しております。なお、その他の取締役候補者や経営陣幹部の選任等につきましては、役員規程及び執行役員規程で定めております。

() 取締役の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-1-3】サステナビリティについて取組みの開示

当社グループは事業そのもので社会的課題の解決を目指しており、そのベクトルを当社の存立の拠り所としております。サステナビリティに関する取組み内容につきましては、自社のウェブサイト上に、「中期経営計画」として開示を行っております。

人的資本への投資について当社グループは、ユーザー企業のエンジニアやキーマンのニーズに的確に対応できる幅広い商品知識と情報収集力を持った有能な営業マンの確保、育成に依存する部分が大きく、その確保・育成ができなかった場合、当社グループの業績と財務状況及び将来の成長に影響が及ぶ可能性があります。

新卒の定期採用に加え、営業所の人材ニーズに適応した多種多彩な人材の中途採用も積極的に進めております。また、女性の営業部門への登用も進めております。ユーザー企業のエンジニアのニーズに的確に対応できるレベルの高い人材を確保することは持続可能な成長にとって不可欠であり、社員教育の充実も図っております。

また、有能な人材確保や社員のモチベーションアップのためには処遇も重要な要素であることから、賃金制度や評価制度等の人事制度全般の見直しを行っております。今後も働き方の改革を積極的に進め魅力ある職場づくりに努めてまいります。

<https://www.n-denkei.co.jp/pdf/ir/innovation2030v1.pdf>

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の明確化の開示

当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めています。また取締役会規程において取締役会での決議は法令・定款で定められているもののほか、経営に与える重要性などを考慮の上、決定しています。なお決議事項に関する基準金額や基準となる水準や内容は「取締役会規程の決議事項に関する基準」にて定めております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立役員判断基準を基に、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に選定しております。

【原則4-11-2】取締役の兼任状況

取締役の他社での兼任状況は、招集通知、有価証券報告書を通じ、開示しております。

<https://www.n-denkei.co.jp/ir/invite/>

<https://www.n-denkei.co.jp/ir/security/>

【原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役に対し、就任時に、当社の企業理念、事業内容、業界環境、経営状況、経営計画及びコーポレートガバナンス等について説明を行い、就任後においても、社外取締役としての職務に役立つセミナーや業界団体について情報を提供しております。また、社内取締役に対しては、適宜外部講師によるセミナーやレクチャーを実施しており、取締役求められる役割と責務を果たすために必要な知識の習得や更新を図っております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社の株主との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりです。

(1) 取締役管理本部長を責任者とし、管理本部にて適切なIR活動を実施してまいります。

(2) 株主の皆さまとの対話を補助するため、管理本部にて、対話の内容・性質に応じて、営業部門や関係各部との連携を取れる社内体制を構築しております。

(3) アナリスト・機関投資家向けの決算説明会につきましては、原則年2回実施しております。

- (4)株主の皆さまとの対話により把握された意見等は、その重要性・性質に応じて、経営陣・取締役会に報告しております。
(5)株主等との対話においては、内部者取引管理規程を定めインサイダー情報の漏洩防止に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
あいホールディングス株式会社	2,342,400	19.90
有限会社高田興産	1,115,419	9.47
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	768,600	6.53
日本電計取引先持株会	566,400	4.81
日本電計従業員持株会	333,966	2.83
株式会社エヌエフホールディングス	257,550	2.18
菊水電子工業株式会社	236,820	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	225,000	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	179,301	1.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	150,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐久間 涼	他の会社の出身者											
佐藤 哲	他の会社の出身者											
藤原 敏夫	他の会社の出身者											
小倉 義夫	他の会社の出身者											
松本 善夫	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間 涼			筆頭株主である「あいホールディングス株式会社」の子会社であるプールズ株式会社の取締役	佐久間涼氏は、プールズ株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。利益の最大化と健全な経営は、主要株主の最も関心のあるところの一つでもあり、社外取締役として、客観的な視点で、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
佐藤 哲			筆頭株主である「あいホールディングス株式会社」の子会社であるイシモリテクニクス株式会社の取締役及び関連会社である日本チェリー株式会社の取締役	佐藤哲氏は、イシモリテクニクス株式会社及び日本チェリー株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。利益の最大化と健全な経営は、主要株主の最も関心のあるところの一つでもあり、社外取締役として、客観的な視点で、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
藤原 敏夫			岩崎通信機出身	藤原敏夫氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験、業界知識が経験豊富で、高い見識を有しており、経営者としての客観的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うことが可能であるため監査等委員(社外)に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適任であると判断し指定いたしました。
小倉 義夫			ローデ・シュワルツ・ジャパン出身	小倉義夫氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験、業界知識が経験豊富で、高い見識を有しており、経営者としての客観的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うことが可能であるため監査等委員(社外)に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適任であると判断し指定いたしました。
松本 善夫			税理士	松本善夫氏につきましては、税理士として豊富な会計・税務の専門知識と経験を有し、その専門的知識・見識を有しており、当社の監査に生かしていただきたく、監査等委員(社外)に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適任であると判断し指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社では、取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催しております。取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外取締役2名の選任に加え、社外の経営者を経営顧問として取締役に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名の内、2名を常勤、1名を非常勤の体制とし、監査体制の強化を図っております。

常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっております。また、当社の会計監査人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して会計監査人と連携を強化しております。

したがって、当社は、取締役の職務執行に対し有効かつ適切に監視を行う客観性と中立性を確保し、実効性ある経営監視ができる現体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名は常勤2名、非常勤1名の体制とし、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び全体営業会議への出席や内部監査の実施状況の監督等を通じて、経営のコンプライアンス状況と監督機能の強化に努めております。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっております。また、当社の会計監査人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して会計監査人と連携を強化しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

藤原敏夫氏、小倉義夫氏、松本善夫氏につきましては、証券取引所の定める独立役員に選任しております。

当社との取引関係がない独立した立場にあり、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員として、客観的な視点から、取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、役付・職務に応じた内規に基づいて合理的に算定しており、一部業績が反映される仕組みを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2022年3月期における当社の取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く)11名 171,923千円(うち社外取締役3名 3,495千円)
取締役(監査等委員)3名 23,879千円(うち社外取締役3名 23,879千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社は、役員報酬については、取締役会で決議したルールに基づいて、個人別の支給額を取締役会で決定しております。

決定方針の内容の概要

(a) 基本報酬(月額)の構成

- ・取締役の基本報酬月額を決定しております。
- ・代表権の有無、専務、常務については、それぞれ一定額を加算いたします。
- ・本部長、副本部長は、それぞれ一定額を加算いたします。
- ・役員報酬の世間相場等を勘案し、定期的に見直しを行います。

(b) 業績による加算

- ・前事業年度の業績を勘案して、基本報酬に加算を行います。
- ・加算する額は、基本報酬月額×社員へ支給する賞与月数です。
- ・社員へ支給する賞与は、固定賞与の夏2.0カ月、冬2.2カ月と業績に応じた期末賞与、社長から四半期毎に支給される社長感謝金の合計です。

(c) 役員報酬の総額の上限

- ・役員報酬の総額の上限については、2017年6月23日開催の定時株主総会で決議された取締役(監査等委員を除く)の報酬額年額400百万円、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円で承認をいただいております。
 - ・その上限内で、株主への配当金の額、社員への賞与月数と著しくかい離しないこと、内部留保の充実等を総合的に勘案して、支給額の上限を定め、公平かつ適正に支給しております。
 - イ. 配当金総額の一定割合(80%)以内とすること
 - ロ. 当期内部留保分(当期純利益 - 配当総額)の25%以下とすること
 - ハ. 社員の支給月数を超えないこと
- 等の条件を全て満たす必要があります。

【社外取締役のサポート体制】

現状、社外取締役・監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の業務補助のため、監査等委員である取締役を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員である取締役が意見交換を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督の状況は次のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、定時取締役会は、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催しております。また、取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。なお、女性の取締役は、現時点ではおりません。

2. 執行役員制度

当社は、従来から合議制を重視したガバナンスが商社としての経営スタイルに合っているものと判断し、取締役会の意思決定と、執行役員制度による会社の意思決定に対する現場の迅速な業務執行の確保により、機動的な経営の実現を図っております。

3. 監査等委員会

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名は常勤2名、非常勤1名の体制とし、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び全体営業会議への出席や内部監査の実施状況の監督等を通じて、経営のコンプライアンス状況と監督機能の強化に努めております。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっております。また、当社の会計監査人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して会計監査人と連携を強化しております。

4. コンプライアンス委員会

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制となっております。また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。コンプライアンスに関する通報・相談窓口(法律事務所、ヘルプライン「Denkei Group ハラスメントヘルプライン」)を社外に設置し、コンプライアンス違反行為の早期発見・未然防止に努めております。なお、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わないことを明記しております。

5. 監査室

当社は、社長直轄の監査室を設置して、遵守状況を確認するため、国内営業所はもとより、海外の子会社、連結子会社についても、全営業拠点を対象に原則として年1回の内部監査を実施しております。会計帳簿の点検の他、業務状況の実態把握により、営業拠点の抱える問題点を指摘し、対応策を指導しております。また、監査結果については、現場に還元するとともに、代表取締役および監査等委員会に報告し、コンプライアンス体制の強化に努めております。

6. 法律事務所および会計監査人

法律事務所より必要に応じて法律全般の助言と指導を受けているほか、会計監査人には、営業拠点の実地監査を含めた会計監査を通じて、経営の透明性に関する適切な助言と指導を受けております。

7. ISO

品質に関するISO9001に加え、環境重視の営業体制構築を狙いとして、平成15年12月に、環境マネジメントに関するISO14001を取得しており、規格の変更に対応し、これまで以上に環境に配慮した営業を展開しております。品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムに基づく、内部監査については、管理本部内の総務課が中心となって、有効性の継続的改善に努めております。

8. 管理職会議

取締役、執行役員、監査等委員である取締役および全営業所の管理職以上が出席する全体会議を年2回開催し、会社の経営方針や各業務本部の方針の伝達等を行っております。

9. 海外責任者会議

海外の営業拠点を含む各営業所の代表者による海外責任者会議を年2回開催し、期初の基本方針や重点活動目標の発表を通して、情報の共有化及び課題の解決を図る有意義な場となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会は、迅速かつ的確な意思決定機関として、取締役会規程に則り、経営の基本方針や法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、毎月1回厳正に開催している他、緊急な意思決定を要する事項については、適宜臨時でも開催しております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外取締役2名の選任に加え、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役3名の内、2名を常勤、1名を非常勤の体制とし、監査体制の強化を図っております。

常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制となっております。また、当社の会計監査人の営業所監査に帯同して監査を実施する等、情報共有して会計監査人と連携を強化しております。

したがって、当社は、取締役の職務執行に対し有効かつ適切に監視を行う客観性と中立性を確保し、実効性ある経営監視ができる現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場確保の都合もあるが、できるだけ集中日避ける基本方針で対応しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月25日開催の第76回定時株主総会より、「電磁的方法による議決権の行使」を導入しております。
その他	招集通知を発送前に東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所への開示文書の他、投資家向けに開催した会社説明会での資料も当社ホームページに掲載し、一般個人投資家、株主へのIRに努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念でその尊重を表明している。また、企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)にステークホルダーの立場を尊重することの重要性を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念でその尊重を表明している他、環境ISOであるISO14001を取得し、環境を重視した営業活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)に投資家に対する行動規範として、適時・適切な情報開示の重要性を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員(取締役、監査等委員である取締役、執行役員他これらに準ずる者を含む)および従業員(社員、嘱託、契約社員、パート、アルバイト等)が、この経営理念の実現に向けて取り組んでおります。

- 1.顧客企業の喜びを通して、その一層の発展に貢献する、信頼されるエクセレントパートナーになる。
- 2.公正にして明朗な社会の実現に向けて、尊敬されるベスト・コンプライアンス(法令遵守)カンパニーになる。
- 3.地球環境の回復と維持保全を図る、生きている地球のグリーンパートナーになる。
- 4.最先端技術の発展と新製品の開発・生産に寄与できる、ボランティア(自発的貢献)・グローバルカンパニーになる。
- 5.活力と企業価値を高め、社員にとって働き甲斐のある、健全経営のヘルシーカンパニーになる。

(内部統制システムの整備状況)

また、当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、以下の内部システムを構築しております。当社は、今後とも、内外の環境変化に応じて、一層適切な内部統制システムの構築に向けて絶えず努めていく所存であります。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制となっております。また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。コンプライアンスに関する通報・相談窓口(法律事務所、ヘルプライン「Denkei Group ハラスメントヘルプライン」)を社外に設置し、コンプライアンス違反行為の早期発見・未然防止に努めております。なお、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わないこととすることを明記しております。また、当社は、社長直轄の監査室を設置し、監査室が、定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務執行の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、調査・検証することにより、不正防止、ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長および監査等委員である取締役に報告しております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組む他、組織的な対応を行っております。具体的には、営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、数日分の食料品や飲料水の保存を始めとする大規模地震対策、新型コロナウイルス感染症拡大のようなパンデミック対策として諸施策を実施しております。また、総務部門が担当して、緊急時に備えた、連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的に取り組んでおります。また、当社の営業上の重要性の高いリスクである与信信用リスクについては、管理本部が中心となり、一定の基準で毎月見直しを実施し、調査を指示するなど、与信管理の社内ルールの徹底と更なる管理体制の強化を実施しております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について協議し、具体策をまとめ、役員会に意見具申する体制をとっております。当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと当社のあるべき姿を明確化し、具体的な行動目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。承認された中期経営計画に従い、その達成に向けて、営業本部、管理本部、各営業所が具体的な目標を策定しております。また、進捗状況のチェックと情報共有化を担いとして、役員・全営業所の所長・副所長からなる全体営業会議を毎月定例開催しております。

5.当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社グループのコンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、役員および従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。当社は、当社グループ企業を管理するため、「グループ会社管理規程」を制定しており、グループとしての協力体制を図ると共に、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しております。また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行う。連結子会社に対しては、監査室が定期的に監査を実施している他、主要な子会社については、当社取締役が取締役や監査等委員である取締役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備しております。

6.監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の業務補助のため監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員である取締役が意見交換を行っております。

7.監査等委員である取締役への報告体制およびその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査等委員である取締役に報告しております。また、常勤監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。なお、監査等委員である取締役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人の監査に帯同して、営業所の監査を行なう等、情報の交換と連携を図っております。

8.その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

「内部監査規程」において、監査室長は監査等委員である取締役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員である取締役と連携して、内部監査の実効性確保を図っております。また、監査等委員である取締役は、営業所の状況を把握するため、監査実施時に、監査室長に帯同して、独自に監査を実施する他、監査室の監査状況もチェックしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2.体制の整備

企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)に反社会的勢力との対決していく姿勢といかなる要求にも応じない旨を明記しております。管理本部を対応統括窓口とし、管理本部長を不当要求防止の責任者としております。所轄の警察署や顧問弁護士などの指導を受けるとともに必要な情報の共有化を図ることとしております。また、社員研修時には、コンプライアンス研修の時間を設け、不当な要求を受けた場合の対応について、周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ投資判断に関わる重要な各種情報の迅速かつ正確・公平な開示に努めております。

2. 社内体制の概要

社内体制の整備

適時開示体制の適切な運営は、コーポレート・ガバナンス体制が十分に機能していることが重要であると考え経営体制を整備しております。

「取締役会(毎月開催)」を迅速かつ確かな意思決定機関として、そのほかに重要問題について協議し取締役会に意見具申する「経営会議(毎月開催)」、進捗状況の確認及び情報の共有化を図る「営業会議(毎月開催)」などで構成しております。

また、社長直轄のコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、監査室、内部統制室、貿易管理室を設置して内部統制の確保及びリスクの軽減等に取り組んでいるほか、「情報管理規定」、「リスク管理規定」、「インサイダー取引防止規定」等を定め整備・運用しております。

開示責任者及び組織の概要

情報取扱責任者は管理本部の取締役が担当し企業情報の管理及び開示に関する事項を統括しております。また、情報公開に際しては情報取扱責任者として発表を行い照会にも対応しております。

企業情報が発生した場合は、その所管部門長が確認し担当役員を通じて情報取扱責任者に集約されます。情報取扱責任者は代表取締役社長と事前協議し、取締役会に付議及び開示の要否を決定いたします。開示が必要とされた場合は、情報取扱責任者の指示により経理部担当役員のもと、経理部の開示担当者が東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)により開示するとともに、当社ホームページに速やかに掲載いたします。

教育の状況

当社は、日本電計グループの企業行動規範(コンプライアンス・マニュアル)を制定し、その中で投資家に対する行動規範として適時・適切な情報開示の重要性を規定し、社員には研修等を通じて周知徹底を図っております。

グループ会社における状況

当社は、日本電計グループ企業を管理するための「グループ会社管理規定」を制定してグループとしての協力体制を図っており、主要な子会社に当社の取締役を取締役又は監査役として派遣し、派遣された取締役を通じて各子会社の重要事項が報告される体制を構築しております。また、子会社から、定期的・継続的に、取締役会議事録、月次決算書類その他子会社の経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、必要に応じて取締役会に報告しております。

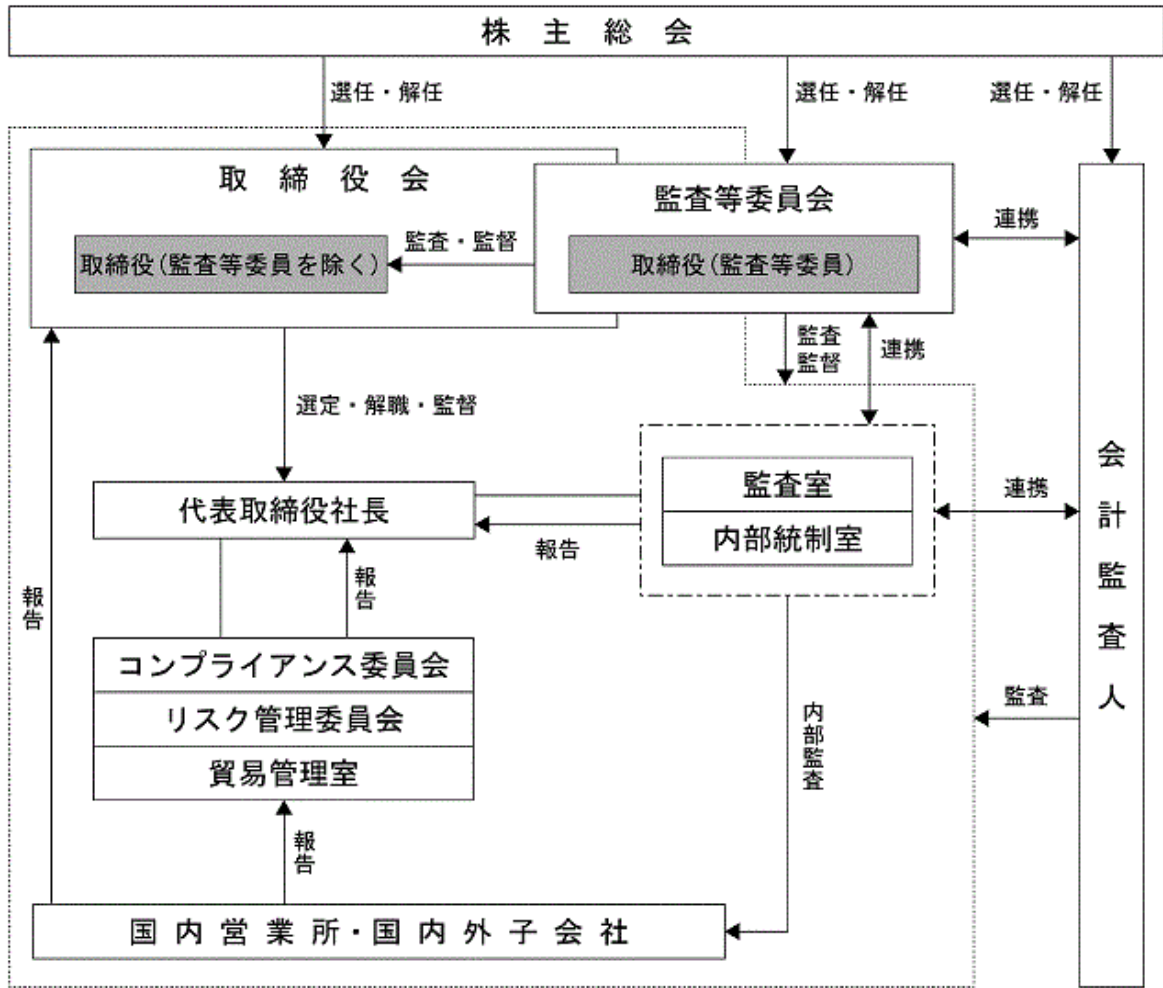
なお、子会社において適時開示事項が発生した場合、取締役会・経営会議等に報告される体制を構築しております。

モニタリング体制の整備

常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、全体営業会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読み、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を適切に把握しております。

内部監査につきましては、社長直轄の監査室を設置して、「内部監査規程」に基づき、国内営業所、本社管理部門はもとより、海外支店・連結子会社を対象として、原則として各拠点年1回の内部監査を実施し、法令や社内ルールへの遵守状況を確認しております。

【コーポレートガバナンス体制 模式図】



【適時開示体制 模式図】

